

経営について

第3次中期経営計画

当社は、平成18年6月1日に創立40周年を迎え、これを機に「信頼と飛躍」をキーワードとして10年長期展望を策定し、新たなスタートを切りました。

10年を展望した当社の目指すべき将来像として以下の2つを掲げました。

- 地震保険制度の充実・発展に積極的な役割を發揮
- 地震保険を通してステークホルダーから常に信頼される会社へ

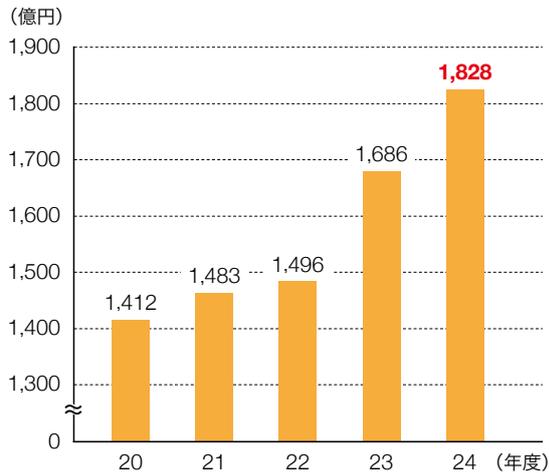
この将来像の実現を目指し、具体化に向けた中期経営計画を策定して課題に取り組んでまいりました。当年度は第3次中期経営計画の2年目にあたります。当年度の計画は以下のとおりです。

<第3次中期経営計画 2年目の取り組み>

10年長期展望	第3次中期経営計画(平成24年度～平成26年度)	主な平成25年度計画
1. 地震保険制度の適切な運営に向けた積極的な関与	1. 巨大地震・連続地震に備えた地震保険制度の信頼性・強靱性の向上	・巨大地震・連続地震時の損害査定費用負担のあり方の検討 ・適正かつ実態に即した付加率の実現 ・料率・商品改定等に伴うシステムの改定
	2. 巨大地震・連続地震による資金不足に対する国の支援の明確化	・危険準備金枯渇時の国の金融支援の明確化(法8条の義務化・具体化)の継続検討
	3. 地震保険の更なる普及促進へ向けた積極的な取り組み	・地震保険の更なる普及を目指した業界広報活動、自治体等への積極的な働きかけ
2. 再保険金支払に支障の生じない仕組の構築	4. 巨大地震・連続地震に備えた業務処理態勢の強化・改善	・損害査定費用請求・支払処理の効率化・合理化の検討 ・再保険業務システムの機能強化 ・経理業務のシステム強化、事務の効率化 ・リモート環境における業務フローの検証
	5. 首都直下地震における当社被災時を想定した事業継続計画の強化	・BCP強化と事務効率化を目的としたグループウェアの活用 ・グループウェアを活用した再保険処理合理化の検討 ・当社被災を想定したBCPの強化 ・首都直下地震を想定した演習の実施 ・インターネットバンキング運用管理の構築
3. 流動性・安全性を基本に収益性を加味したポートフォリオ構築とリスクに留意した着実な運用	6. 大震災による市場リスクとソプリンリスクの顕在化に留意したポートフォリオの再構築	・再保険金支払いスキームの変更が財務業務全般に与える影響の分析
	7. リスク分散と運用手法多様化のための分析力の高度化	・運用資産の多様化及びデリバティブ活用によるリスク・リターン改善の検証
	8. 資産運用リスク状況の計測・分析強化とリスクコントロールの最適化	・VaR計測ツールの高度化
4. 人材の育成・活用・拡充	9. 社員の専門能力とマネジメント能力の向上	・社員教育の強化 ・専門能力向上のためのグループ内業務知識の共有化
	10. 非常時を想定した要員確保のための態勢整備	・応援・派遣社員用査定費支払事務処理マニュアルの作成
	11. 働きがいと活力のある職場の実現	・人事制度の再点検と必要に応じた見直し ・職場環境改善の推進 ・嘱託業務の検討
5. 信頼される企業基盤の構築	12. 環境変化に対応したコーポレート・ガバナンス態勢の強化	・推進計画にもとづいたコンプライアンス体制の適切な運営 ・コンプライアンス、リスク管理に関する教育研修 ・統合的リスク管理態勢の強化 ・内部監査の実施 ・元受社閲覧の実施
	13. 国内外への積極的な情報開示及び情報発信	・国内外への情報発信を通じた社会貢献・信頼性の向上 ・社会的な関心に応えるためのHP刷新の検討

代表的な経営指標等

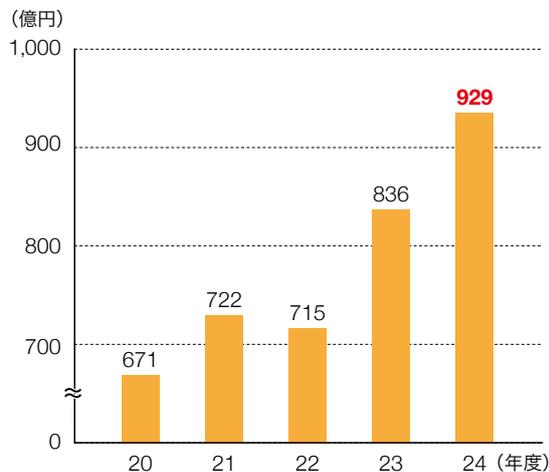
受再正味保険料



$$\text{受再正味保険料} = \text{受再保険料} - \text{解約返戻金} - \text{その他返戻金}$$

受再正味保険料とは、受再保険料(元受保険料の合計)から、解約返戻金、その他返戻金を控除した保険料です。

正味収入保険料



$$\text{正味収入保険料} = \text{受再正味保険料} - \text{支払再保険料}$$

正味収入保険料とは、受再契約により各損害保険会社から受け取った保険料(受再正味保険料)から出再契約により政府・各損害保険会社に支払った再保険料(支払再保険料)を控除したものです。

保険引受利益・経常利益・当期純利益

保険引受利益はありません。

地震保険においては、制度の趣旨から保険料を極力低く抑える必要があり、経費を圧縮するとともに保険料収支残や資産運用益について、「地震保険に関する法律」により全額を将来の保険金支払いのために危険準備金として積み立てているため、利益が一切発生しない仕組みとなっています。

保険引受利益 = 保険引受収益 - 保険引受費用 - 保険引受に係る営業費及び一般管理費 ± その他収支

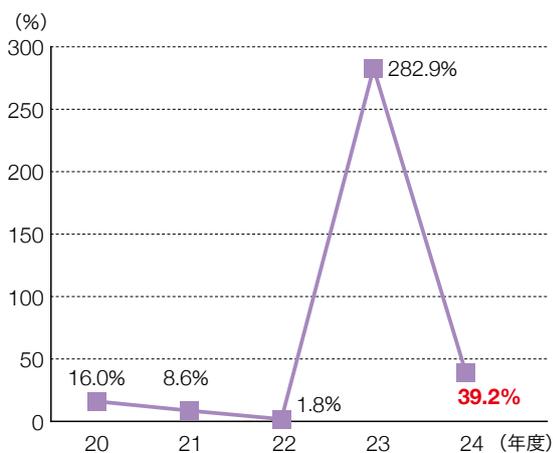
保険引受利益とは、正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金、損害調査費等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお、その他収支は地震保険における法人税等相当額です。

経常利益 = 経常収益 - 経常費用
当期純利益 = 経常利益 ± 特別損益 ± 法人税及び住民税
 ならびに法人税等調整額

経常利益とは、通常の活動で発生した損益を示し、正味収入保険料や利息及び配当金収入等の経常収益から、保険金や営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものです。地震保険では利益が生じないため、当社においては、法人税及び住民税等の額と、当社の純資産の運用等による利益に相当します。

当期純利益とは、経常利益から特別損益、法人税及び住民税等を加減したもので、当社の純資産の運用等により生じた利益です。地震保険に係るものは、経常利益から法人税及び住民税を控除し当期純利益はゼロとなる仕組みとなっています。

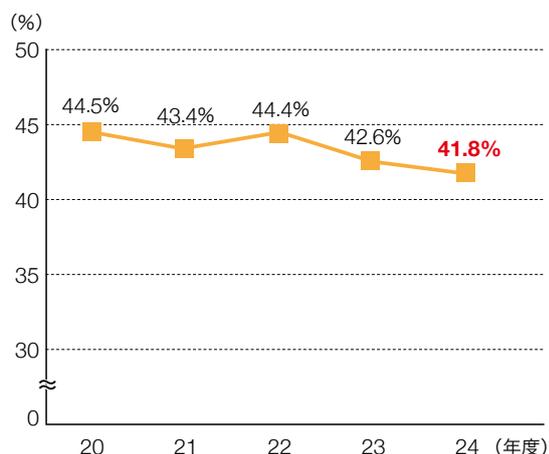
正味損害率



正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

正味損害率とは、正味収入保険料に対し、支払った保険金と損害調査費用の合計額の割合を示したものをいいます。

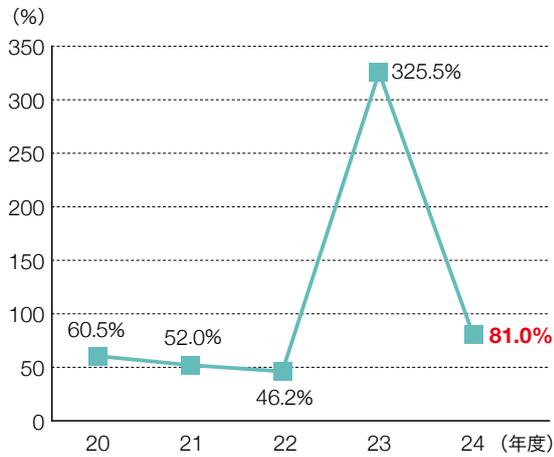
正味事業費率



正味事業費率 = (保険引受に係る営業費及び一般管理費 + 諸手数料及び集金費) ÷ 正味収入保険料

正味事業費率とは、正味収入保険料に対し、保険の維持管理等のために支出した費用の割合を示したものをいいます。

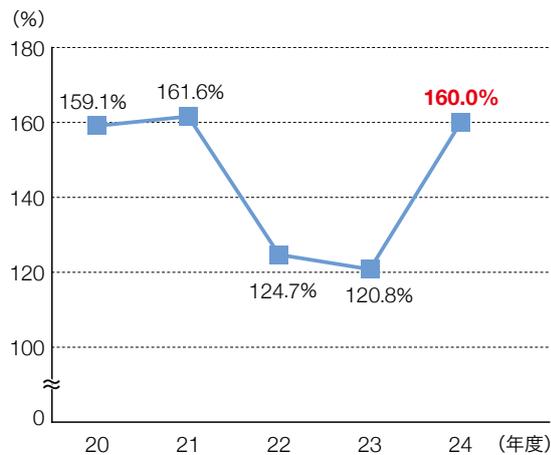
コンバインドレシオ



コンバインドレシオ=正味損害率+正味事業費率

コンバインドレシオとは、損害保険における収益力を示す指標です。正味損害率と正味事業費率の合計値で、この値が低いほど収益力が高いといわれています。

単体ソルベンシー・マージン比率



- (注) 1. 単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末(平成24年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されています。
2. 平成23年度については、修正再表示後の金額です。

項目	平成23年度	平成24年度
(A)単体ソルベンシー・マージン総額	3,367億円	3,579億円
(B)単体リスクの合計額	5,572億円	4,472億円
単体ソルベンシー・マージン比率 (A)/{1/2×(B)}×100	120.8%	160.0%

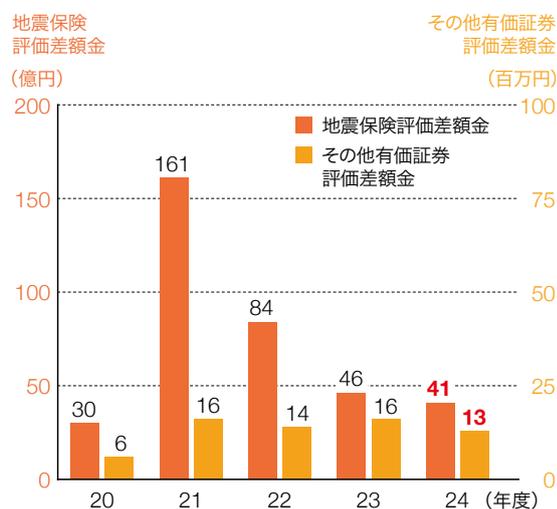
損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の見積を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の見積を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」です。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

当社は、「地震保険に関する法律」にもとづき政府と地震保険再保険契約を締結しており、かつ同法に、政府は保険金支払いのための資金のあっせん・融通に努める旨定めているなど、特別の事業形態となっていることから、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項により、当社のソルベンシー・マージン比率の数値は、上記水準の如何にかかわらず行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないことになっています。

地震保険評価差額金・その他有価証券評価差額金

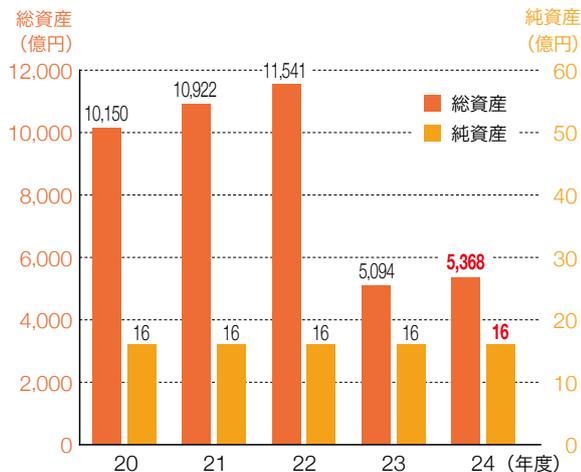


保有する有価証券はその他有価証券に分類されており、期末に時価評価を行い貸借対照表上に計上されますが、その際に時価と帳簿価額との差額(評価差額)が発生します。

地震保険評価差額金とは、評価差額のうち地震保険に係る有価証券の評価により生じたものをいい、負債の部に計上することが保険業法施行規則別紙様式の定めにより定められています。

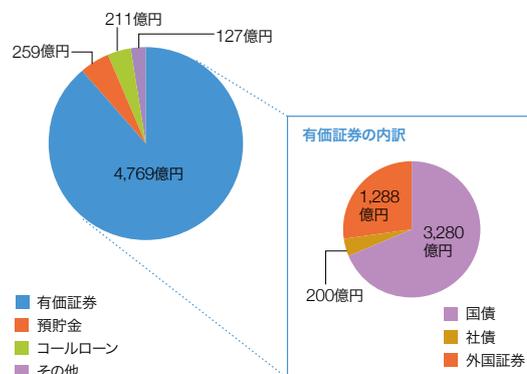
その他有価証券評価差額金とは、当社においては地震保険に係るもの以外の時価評価により生じた評価差額で、他の事業会社同様にその他有価証券評価差額金として税金相当分を控除した上で純資産の部に計上されます。

総資産・純資産



(注)平成23年度については、修正再表示後の金額です。

総資産の内訳



総資産とは、会社が保有する有価証券や現金、固定資産等の資産の総額であり、貸借対照表上の「資産の部合計」をいいます。

当社は、大震災時に早期の再保険金支払を行うため、国債、外国証券を中心とした資産を保有しています。

不良債権状況

リスク管理債権はありません。

リスク管理債権とは、貸付金のうち元本や利息の回収の可能性に注意を必要とするものことで、利息の返済状況により破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権、貸付条件緩和債権の4つに分けられています。

●直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

区分	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)		67,126 (4.8%)	72,225 (7.6%)	71,532 (△1.0%)	83,671 (17.0%)	92,996 (11.1%)
経常収益 (対前期増減(△)率)		84,993 (4.6%)	99,464 (17.0%)	175,903 (76.9%)	286,812 (63.1%)	110,370 (△61.5%)
経常費用 (対前期増減(△)率)		84,792 (4.3%)	98,512 (16.2%)	174,913 (77.6%)	286,723 (63.9%)	110,176 (△61.6%)
経常利益 (対前期増減(△)率)		200 (1,108.8%)	951 (374.2%)	990 (4.1%)	89 (△91.0%)	193 (117.5%)
当期純利益/純損失(△) (対前期増減(△)率)		12 (184.1%)	5 (△58.9%)	3 (△30.2%)	△5 (△239.9%)	4 (-)
正味損害率		16.0%	8.6%	1.8%	282.9%	39.2%
正味事業費率		44.5%	43.4%	44.4%	42.6%	41.8%
利息及び配当金収入 (対前期増減(△)率)		14,224 (8.4%)	17,222 (21.1%)	15,924 (△7.5%)	7,113 (△55.3%)	4,589 (△35.5%)
運用資産利回り(インカム利回り)		1.47%	1.67%	1.46%	1.20%	0.90%
資産運用利回り(実現利回り)		0.70%	1.25%	1.20%	1.18%	0.89%
資本金 (発行済株式総数)		1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)
純資産額		1,617	1,633	1,634	1,631	1,633
総資産額		1,015,053	1,092,272	1,154,108	509,498	536,808
責任準備金残高 (対前期増減(△)率)		545,255 (5.8%)	585,820 (7.4%)	515,981 (△11.9%)	430,700 (△16.5%)	461,480 (7.1%)
(うち危険準備金残高) (対前期増減(△)率)		460,081 (6.0%)	496,708 (8.0%)	424,401 (△14.6%)	331,499 (△21.9%)	352,830 (6.4%)
貸付金残高 (対前期増減(△)率)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
有価証券残高 (対前期増減(△)率)		953,118 (6.4%)	1,006,947 (5.6%)	805,223 (△20.0%)	448,120 (△44.3%)	476,979 (6.4%)
単体ソルベンシー・マージン比率		159.1%	161.6%	124.7%	120.8%	160.0%
1株当たり純資産額		813円57銭	821円32銭	821円81銭	820円30銭	821円18銭
1株当たり当期純利益/純損失(△)		6円30銭	2円58銭	1円80銭	△2円52銭	2円14銭
配当性向		-%	-%	-%	-%	-%
従業員数		28名	26名	25名	26名	27名

(注) 1. 単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末(平成24年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されています。また、ソルベンシー・マージン比率の当社数値は保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項により、行政当局の行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないこととなっています。詳細は、P49をご覧ください。

2. 平成23年度については、修正再表示後の金額です。なお、内容については、貸借対照表注記(P53)に記載のとおりです。

事業の概況

●事業の経過及び成果等

平成24年度のわが国経済は、東日本大震災の復興需要等を背景に緩やかな回復の兆しは見られたものの、欧州債務問題による世界的な景気の減速や日中関係の影響を受けた輸出の落ち込み等により不安定な状況で推移しました。しかしながら、足元では米国経済の回復や日本の金融緩和政策への期待から円安・株高が進み、景気底入れの兆しがみえてきました。

地震保険においては、契約件数、収入保険料ともに前年度に引き続き地震への備えとしての関心の高まりから増加しました。一方、支払保険金については、平成23年東北地方太平洋沖地震の保険金支払いがピークを過ぎたことから、前年度に比べ大きく減少しました。

資産運用については、金利が低下する中、利回りの高い債券の償還が進んだことから、運用益は前年度を大きく下回りました。

こうした状況の中、当社は第3次中期経営計画の初年度にあたり、東日本大震災を踏まえた「巨大地震・連続地震に対応した施策」や「本社被災時に業務継続が可能な態勢の検討・構築」などの施策を中心に確実に実行に移してまいりました。特に本社被災時の業務継続性については、首都直下地震対策を目的とした当社のシステム基盤の全面刷新を行い、本格的に運用を開始することができました。

●地震保険成績の概要

①正味収入保険料と正味支払保険金

当年度は、地震保険契約の増加により、正味収入保険料は929億円(前年度比11.1%増)となりました。

一方、正味支払保険金は、平成23年東北地方太平洋沖地震等で316億円(前年度比83.9%減)となりました。

②危険準備金と責任準備金

正味収入保険料から受再保険手数料等を控除した正味保有保険料450億円と運用益30億円の合計480億円(前年度比9.4%増)を危険準備金に積み増しました。

また、支払備金99億円を危険準備金に戻し入れ、前記の正味支払保険金316億円、損害調査費48億円及び広告宣伝費2億円を過年度危険準備金から取り崩した結果、当年度末危険準備金は3,528億円(前年度比6.4%増)となりました。

この危険準備金に未経過保険料積立金と払戻積立金を加えた結果、当年度末責任準備金は4,614億円(前年度比7.1%増)となりました。

なお、平成23年度において危険準備金の金額が、法人税等の過大納付により本来積み立てるべき金額より2億円少なく計上されておりました。このため、当年度において更正の請求を行い、還付見込額について、期首の危険準備金残高と未収金残高を2億円増額する修正再表示を行っております。

③元受保険会社等の危険準備金

受託金勘定として表示している元受保険会社等の危険準備金については、正味保険料及び運用益の合計66億円(前年度比59.9%減)を積み増しました。また、広告宣伝費7億円を取り崩した結果、当年度末危険準備金は687億円(前年度比9.5%増)となりました。

●資産運用の概要

国内の中長期金利は、欧州債務問題の深刻化や米国の景気回復の遅れにより低下傾向で推移しました。12月に誕生した新政権が日本銀行に金融緩和の強化を求めたことで一段の金融緩和政策に対する期待が高まり、年度後半に長期金利は大きく低下しました。

為替相場では、日本の経常収支悪化と日本銀行の大幅な金融緩和政策に対する期待から、対ドル、対ユーロともに大幅な円安となりました。前年度末と比べ円は対ドルで約12円、対ユーロで約11円の円安となりました。

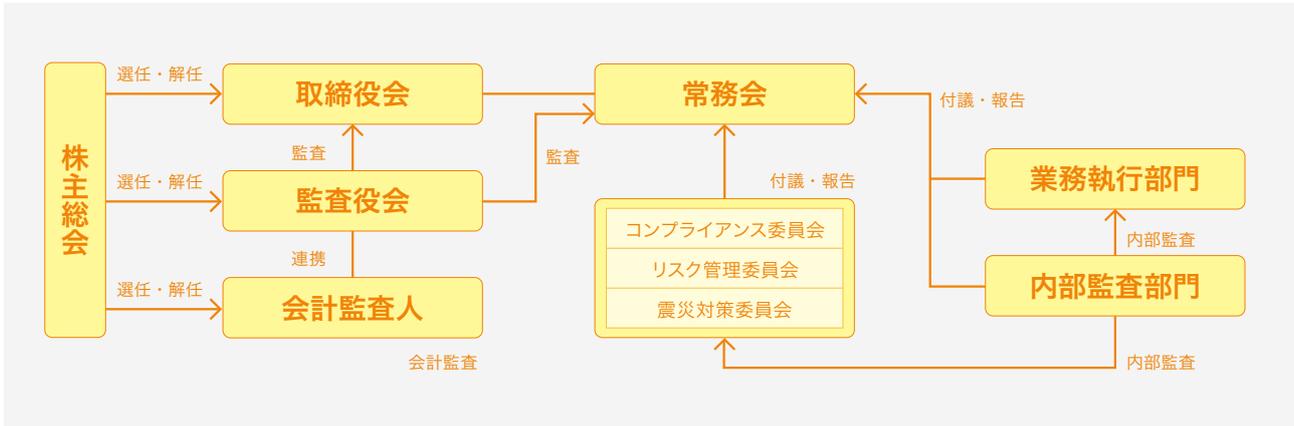
このような環境下において資産運用にあたっては、安全性と流動性を第一義とし、これに収益性を加味して進めてまいりました。その結果、税引前の運用益は業務勘定で33億円、受託金勘定は6億円となり、当年度末の運用資産は5,240億円となりました。

●当年度損益(資本勘定)

当年度の損益については、資本勘定に対する利息及び配当金収入にその他の項目を加減した結果、4百万円の当期純利益となりました。

コーポレート・ガバナンスの態勢

当社は、コーポレート・ガバナンスの確立を重要な経営課題と位置づけ、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、健全かつ適正な業務運営に努めています。



●委員会による運営

当社は、常務会直属の機関として、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会を設置し、法令遵守、リスク管理の体制を構築して監督機能を強化、健全・透明な事業運営を目指しています。また巨大地震の発生に備え、再保険金の支払体制や支払資金計画等を整備する震災対策委員会を設けて、大震災への即応体制をとっています。

各委員会の毎年の運営方針や運営状況は定期的に常務会、取締役会に付議または報告されます。

内部統制システムに関する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を取締役会において次のとおり決議し、適切に履行しています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法362条4項6号、会社法施行規則100条1項4号)

- (1) コンプライアンス体制に係る規程並びに役員及び社員が法令等を遵守した行動をとるための「コンプライアンス行動規範」を定めるとともに、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、年度のコンプライアンス・プログラムを策定して役員及び社員の教育等を行う。
- (2) 「コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、役員及び社員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施し、周知徹底を図る。
- (3) 内部監査部門として被監査部門から独立した監査室を設置するとともに、「内部監査規程」等を整備し、内部監査計画に基づき効率的かつ実効性のある内部監査を実施する。
- (4) 上記の活動は定期的に取締役会及び常務会に報告するとともに、必要に応じ都度電磁的方法等によりステークホルダーに開示する。
- (5) 「利益相反管理方針」に基づき、顧客の利益が不当に害されるおそれのある「利益相反取引」を管理する。
- (6) 「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力等への対応体制を整備し、警察、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築して、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則100条1項1号)

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項は、取締役会規程その他別途定める社内規程に従って管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則100条1項2号)

- (1) 「リスク管理規程」及び「統合的リスク管理規程」並びに「リスク管理方針」を定め、資産運用リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等について、個々のリスクを把握し管理する体制及びこれらのリスクを統合的に管理する体制を整備する。
- (2) 全社的リスク管理を統括するリスク管理委員会を設置し、リスク管理状況を把握、適切に管理するとともにリスク管理体制の整備を行う。
- (3) リスク管理部門として、管理・企画部リスク管理グループを設置し、リスク管理方針、規程に基づいてリスク管理を行い、その状況を定期的に取り締役会、常務会及びリスク管理委員会に報告する。
- (4) 「震災対策規程」を策定し、大震災時の業務の早期復旧及び迅速な再保険金支払体制の整備を行う。
- (5) 「危機管理基本方針」に基づき、危機管理体制の整備を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則100条1項3号)

- (1) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- (2) 取締役会長、取締役社長、専務取締役、常務取締役及び常勤監査役による常務会を設置し、経営課題に関する協議及び経営報告を行う。常務会は原則として毎月1回以上開催する。
- (3) 取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、取締役会規程、常務会規程等を整備し、決議事項及び報告事項を明確にするとともに、組織に関する規程において組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等の細目を適切に定める。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則100条1項5号)

親会社や子会社が生じた場合には、企業集団における業務の適正を確保するための措置を講ずることとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則100条3項1号)

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、その必要に応じた使用人を監査役の補助者に任命する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則100条3項2号)

- (1) 監査役は、前号の使用人を補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- (2) 上記の補助者の人事異動、人事評価または懲戒処分には、常勤監査役の同意を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するとともに常務会及び各種委員会等社内重要会議に出席することができる。
- (2) 取締役(非常勤取締役を除く)は、取締役会、常務会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
- (3) 取締役(非常勤取締役を除く)及び使用人は、以下の事項を発見した場合には、社内規程に基づき監査役に報告する。
 - イ. 会社に著しい損害を与えるおそれのある事実
 - ロ. 重大なコンプライアンス違反
 - ハ. 就業規則に定める懲戒事由に該当する事項
 - ニ. その他上記に準ずる事項
- (4) 取締役(非常勤取締役を除く)及び使用人は、相談窓口の運用状況及び相談事項について定期的に監査役に報告する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則100条3項4号)

- (1) 監査役の過半数は社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。
- (2) 監査役は、監査役会が承認した監査役会規程及び監査役監査規程に基づき監査を実施する。監査の実施にあたっては、公認会計士その他必要と認める者を活用する。

危機管理基本方針

当社は、あらゆる危機が発生した場合に備えて、人命の安全と重要業務の安定的な運営を確保し、当社の社会的責任を果たすため、危機管理基本方針を策定しています。

1. 基本方針

危機発生時の対応にあたっては下記の理念、基本方針を念頭に置くこと。

(1)「危機管理の定義」

危機管理とは、危機発生時に当社がその危機に適切に対応できるようにするための計画の立案や活動を行うことの総称である。

(2)危機管理の理念

- イ. 企業の社会的責任を果たす
 - (イ) 役員及び社員並びにその家族の人命の安全確保
 - (ロ) 主要業務(元受各社への的確な再保険金の支払等)の早期復旧と継続
- ロ. 企業の社会的信用を確保する
 - (イ) 取引先などに悪影響を及ぼさない
 - (ロ) 地域社会に対して、企業としての責務を果たす
 - (ハ) 各種対応の際は、常に人道面での配慮を優先させる

(3)危機管理の基本方針

- イ. 事業活動に支障となる悪影響に対し、可能な限り被害を極小化すること。
- ロ. 各種対策の継続的な改善を図ること。
- ハ. 重要業務の安定的な運営を確保するため実効的な体制整備に努めるとともに、損害保険各社、日本損害保険協会及び政府と緊密に連携をとりつつ対応する。

2. 基本対応

(1)想定する危機

想定する危機は、内閣府「事業継続ガイドライン第一版 解説書」のリスク事例とする。

(2)対応策

- イ. 大震災(震災対策規程)
 - (イ) 大震災の発生にあたり、大量の再保険金支払をはじめとする当社業務が万全に遂行されることを目的として、その基本対策、対応を定める。
 - (ロ) 震災対策委員会を設置し、防災計画、緊急対策及び再保険金の支払計画等を協議する。
 - (ハ) 大震災が発生した場合に震災対策本部を設置し、業務の復旧、再保険金の支払等の対策を実施する。
 - (ニ) 大震災が発生した場合の対応要領(震災対策マニュアル)を策定する。
- ロ. 新型インフルエンザ(新型インフルエンザ対策マニュアル)
 - (イ) 新型インフルエンザのパンデミック(世界的大流行)の各発生段階における事業継続に関する対応を定める。
 - (ロ) 役員及び社員並びにその家族の人命の安全を確保するため、職場等における感染予防に努める。
 - (ハ) 新型インフルエンザ対策本部を設置する(政府による第二段階宣言がなされた場合)
 - (ニ) 政府の宣言を受けた場合は、各段階に対応した業務継続レベルを決定するとともに、感染拡大防止に努める。
- ハ. その他の危機

上記イ、ロ以外の危機が顕在化し、当社の経営または事業活動に重大な影響を与える可能性があるとは判断した場合は、社長はその状況を分析し、必要があれば上記イ、ロを参考に適宜対応する。

3. 基本方針の実現

当社は、本基本方針の実現に向け、必要に応じて以下の事項を具体的に定める対応要領やマニュアル等を整備・作成する。

- (1) 対策体制(指揮・命令系統及び所管)
- (2) 情報収集・情報共有体制
- (3) (感染症等における)感染防止策
- (4) 事業継続計画
 - イ. 事業継続方針(業務の継続・停止・復旧の考え方)
 - ロ. 重要業務の特定
 - ハ. 重要な要素・資源の確保

セキュリティポリシー

当社が保有している経営に係る情報及びその情報を記録しているコンピューターシステムの情報に係る資産を漏洩、紛失、改ざん及び災害による消失等の脅威から保護するためセキュリティに係る基本方針及び保護すべき情報資産を明確にしたセキュリティポリシーを定めています。また、セキュリティに関する具体的な安全対策基準を定め、これらに基づいたセキュリティ管理を行っています。

情報開示基本方針

当社は、家計地震保険の再保険専門会社として、社会的責任と公共的使命を十分に認識し、当社の情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行っています。

1. 情報開示に関する基本方針

当社は、会社法、保険業法で開示が定められた情報について、当社の実態を認識・判断できるようにわかりやすい開示を行っています。また、それ以外の情報に関しましても皆さまのお役に立つ情報については自主的に開示に努めます。

2. 情報開示の方法

当社からの情報開示は、ディスクロージャー誌、ニュースリリース、インターネットホームページ等を通じ、皆さまに情報開示を行っています。

環境方針

当社は、「地震保険制度の充実・発展に積極的な役割を發揮し、地震保険を通してステークホルダーから常に信頼される会社」を目指す中で、以下の環境方針を定め、事業活動を通じてその実現に取り組みます。

1. 資源・エネルギーの効率的利用

当社の事業活動が環境に与える影響を認識し、省資源、省エネルギー、資源のリサイクル活動及びグリーン購入に努めます。

2. 環境関連法規等の遵守

環境保護に関する環境法規制及び当社が同意した環境保護に関するその他の要求事項を遵守します。

3. 環境マネジメントシステムの推進と環境汚染の防止

環境マネジメントシステムを構築し、目的・目標を設定して取組み、継続的改善を図るとともに、環境汚染の防止に努めます。

4. 環境啓蒙活動の推進

環境保護に関する情報の提供、啓蒙・教育活動を推進し、環境保護に努めます。

コンプライアンス

社会インフラとして高い社会性・公共性を有する損害保険業の中でも、特に地震保険は、その公共性の高さから厳格な法令遵守と効率的で公平、公正かつ透明な運営が求められていると認識しています。

このような認識のもとに当社は、日本で唯一の家計地震保険の再保険会社として、「地震保険を通してステークホルダーから常に信頼される会社」を目指して、法令遵守の体制を整備し、コンプライアンスを推進しています。

1. 基本方針(コンプライアンス行動規範)

- (1) 法令等の遵守
法令やルールを遵守し、高い企業倫理に基づき、公正かつ健全な企業活動を行う。
- (2) 透明性の高い経営
企業情報を公正かつ積極的に開示し、ステークホルダーの信頼向上に努め、透明性の高い経営を行う。
- (3) 情報管理の徹底
業務を通じて知り得た情報は常に適正な管理に努める。特に個人情報については、取得目的以外の利用やその漏洩の防止に向けた安全管理体制を構築するとともに、慎重かつ適切に取り扱う。
- (4) 人間尊重
社員の人格、個性、多様性を尊重するとともに、働きやすく、やりがいを感じられる職場を実現する。
- (5) 環境問題と社会貢献活動の取組
「良き企業市民」として、積極的に地球環境問題や社会貢献活動に取り組む。
- (6) 反社会的勢力の排除
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たない。

2. コンプライアンス体制

コンプライアンス推進体制を確立するため社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会がコンプライアンスを一元的に管理・推進していく体制としています。

3. コンプライアンス活動

年度毎に取締役会でコンプライアンス・プログラム(実施計画)を決定し組織的に取り組んでいます。具体的には、教育研修及びコンプライアンスに関するヒヤリングを実施して、コンプライアンスの推進に努めています。

4. 社内相談制度

法令遵守の促進と違法行為の防止・発見のためにコンプライアンス委員会に社内相談窓口を設けているほか、社外にも「コンプラホットライン」を設置しています。

利益相反管理方針

当社はおお客様の利益を不当に害するおそれのある「利益相反取引」を管理するため、コンプライアンス委員会を担当部署とし、コンプライアンス委員会担当役員を利益相反管理統括者とする体制を取っております。

利益相反のおそれのある取引を特定した場合には、取引条件の変更やお客様への開示等により当該お客様を保護いたします。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 組織としての対応

反社会的勢力からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに組織全体として対応し、役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

警察、暴力団追放運動推進都民センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた関係の遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持つことのないように努めます。また、反社会的勢力からの不当要求等は拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して不祥事件等を隠蔽するような裏取引は絶対に行いません。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する資金提供は行いません。

個人情報保護

当社は、情報資産の適切な保護に努めていますが、特に、個人情報については最重要な情報資産と位置づけ、「個人情報の保護に関する法律」及び関連のガイドライン等に基づき、「個人情報保護規程」等社内諸規程を整備し、役職員に対する教育・研修を実施し、適正な取り扱いが行われるよう努めています。さらに、個人情報の基本方針として、以下の通り「プライバシーポリシー」を定め、当社のホームページ(<http://www.nihonjishin.co.jp>)で公表しています。

プライバシーポリシー（要旨）

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁及び一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱い及び安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

(1) 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

(2) 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。

また、利用目的は、明確になるよう具体的に定め、下記の通りホームページ等により公表します。さらに、利用目的を変更する場合には、ホームページ等により公表します。

- ①地震保険に係る再保険業務及びこれらに付帯・関連する業務を行うため
- ②地震保険に係る調査・研究のため
- ③その他、当社が行う取引・業務運営を適切かつ円滑に行うため

(3) 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、委託先に提供する場合

(4) 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

(5) ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店、保険証券に記載の保険会社営業店にお問い合わせください。また事故に関するご照会については、保険証券に記載の保険会社事故相談窓口にお問い合わせください。当社は、ご要望があればご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、当該保険会社に連絡いたします。

(6) 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、右記(8)のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえでご契約保険会社に確認し、後日、原則として書面で回答いたします。

当社及びご契約保険会社が必要な調査を行った結果、当該保険会社がその情報を正確なものに変更した場合は、当社も正確なものに変更させていただきます。

(7) 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データの漏洩、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

安全管理措置に関するご質問については、下記のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

(8) お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

日本地震再保険株式会社 管理・企画部
所在地 〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1
ヒューリック小舟町ビル4F

電話 03-3664-6078

(受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日及び年末年始を除く)

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター
(損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)
所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105
ワテラスアネックス7階

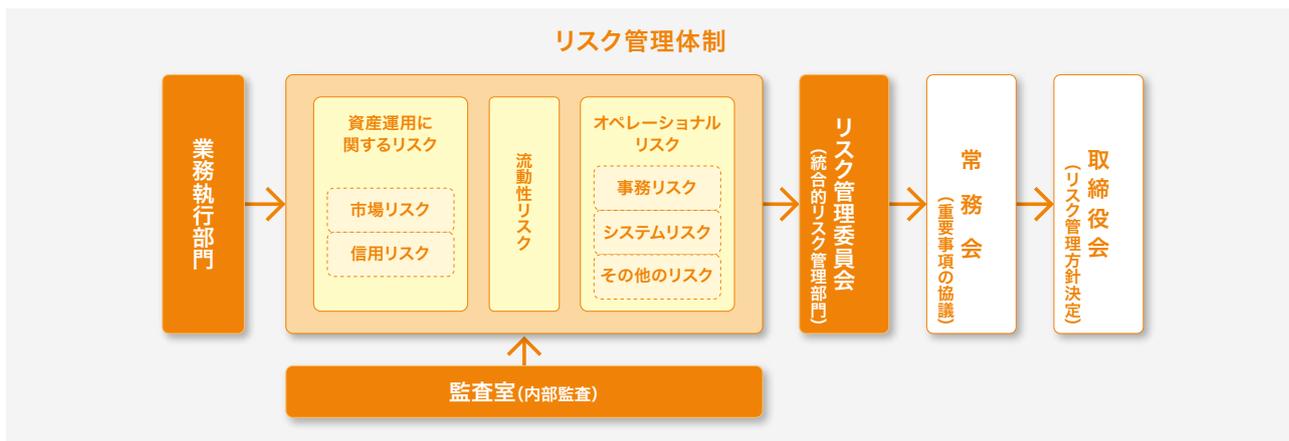
電話 03-3255-1470

(受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日及び年末年始を除く)

ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp>

リスク管理

当社は、経営の健全性、安全性を確保するため、リスク管理を適切に実行する態勢を整備しています。リスク管理の組織体制や重要な事項については、「リスク管理規程」及び「統合的リスク管理規程」に定め、個別のリスクである資産運用リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスクについては各々のリスク管理規程または年次のリスク管理方針に具体的な管理方法を定めています。また、組織横断的にリスク管理委員会を設置し、リスク管理状況を把握し、統合的にリスクを管理しています。



●資産運用リスク

資産運用に関するリスク管理は、「市場リスク」、「信用リスク」の2つに分類して管理を行い、管理基準は年度ごとの「資産運用に関するリスク管理基準」に定めています。

市場リスク

市場リスクとは、市場の様々なリスク要因の変動により保有する資産・負債の価値及び収益が変動し損失を被るリスクをいい、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。当社では、定量・定性の両面から、市場リスク全体の管理を行っています。リスク量として金利、為替のバリュー・アット・リスク (VaR) を計測するとともに、含み損益、価格変化(感応度)等をモニタリングしています。また、必要に応じて保有限度額や損切りルールなどを設けて管理しています。組織としても、取執行部門と事務部門を完全分離し、牽制・チェック機能を働かせています。

信用リスク

信用リスクとは、与信対象の信用状態の悪化等により保有資産の価値が減少、消失を被るリスクをいいます。当社では、購入債券は格付機関の格付けを参考に、信用力の高い発行体に限定するとともに、保有債券の信用力も常にチェックしています。また、特定企業グループや特定業種などへの集中を回避するため個別の管理も行っています。さらに、デフォルト率等に基づきリスク量として信用VaRを計測し管理しています。

ストレステスト

統計的にリスク量を計測するVaRは、市場が大きく変動する様な状況下では限界があることから、ストレステストを活用し補完しております。ストレステストでは、金利・為替などリスクファクターが大きく変動するシナリオを設定し、その場合の損失額を検証しております。

●流動性リスク

流動性リスクとは、負債に対する資産の流動性が確保できないことや、市場の混乱等で不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。当社の社会的使命を果たす上で重要なリスクであり、大震災時の資産の処分も念頭に置いた流動性資産を十分に保有するとともに、流出入資金の正確な把握に努め、適切な資金繰り管理を行っています。

●オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクは、「事務リスク」「システムリスク」「その他のリスク」に分類し、それぞれの特性に応じた管理を行っています。

事務リスク

事務リスクとは、役職員及びその他の組織構成員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。当社では、権限や事務手続き等の規程や事務処理マニュアルを常時見直し、研修・指導体制の充実に努め、正確で迅速な事務処理を徹底しています。また、内部監査において、規程等が網羅的かつ法令等に則っているかどうかを定期的にチェックしています。

システムリスク

コンピューター・システムのダウン、誤作動等のシステム不整備やコンピューターが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。当社では、会社情報の漏洩等の防止、情報システムの安全対策として「セキュリティポリシー」「安全対策基準」を定め、情報資産の適切な保護に努めています。さらに、災害や不測の事態に備えた「情報システムコンティンジェンシープラン」を策定し、危機対応策を明確にしています。

その他のリスク

その他のオペレーショナルリスクとして、「人的リスク(人材の流出・喪失等により損失を被るリスク)」「風評リスク」等のリスクを認識し、各所管部門を中心にこれらのリスク管理に努めています。

※保険引受リスクに関しましては、家計地震保険が制度として運営されていることから、管理対象リスクとしておりません。

監査・検査の体制

●社外の監査及び検査

当社は、経営及び業務運営全般に関して、保険業法に基づく金融庁による検査及び「地震保険に関する法律」に基づく財務省の検査の対象となっています。

またこの他に、会社法に基づき、監査法人による会計監査を受けています。

●社内の監査

監査役が行う会社法上の監査の他に、監査室による内部監査を行っています。

内部監査は、「会社における諸制度及び諸活動の遂行状況を合法性と合理性の観点から公正かつ客観的な立場で検討、評価し、これに基づき必要な助言、勧告を行い、会社の健全な発展と社会的な信頼向上に資すること」を目的として実施し、内部管理態勢を整備・確立することを目標としています。

平成25年度は、取締役会で決定した「内部監査方針・計画」に基づき、統合的リスク管理規程新設に伴う管理対象リスクへの対応状況及び震災時におけるBCPの設備状況の監査に重点を置き、さらに情報システム中期計画に基づき構築した首都直下地震対策としてのバックアップシステム等への第三者機関によるシステム監査を実施します。また定例監査として全部門の内部統制状況等の監査を行うこととしています。

是正・改善提言を含む監査結果は、被監査部門に通知すると共に、常務会及び取締役会に報告しています。

手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

●ナビダイヤル(全国共通・通話料有料) 0570-022808 ●IP電話やPHSから 03-4332-5241 (受付時間: 平日の午前9時15分~午後5時)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)